

八王子市助産の実施に関する要綱

平成27年11月1日施行
平成28年1月1日改正
平成29年1月1日改正
平成31年2月20日改正
令和3年1月1日改正
令和3年4月1日改正
令和4年1月1日改正
令和5年4月1日改正
令和6年12月2日改正

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条の規定に基づく助産施設における助産の実施（以下「助産の実施」という。）及び法第56条第2項の規定に基づく費用（以下「徴収金」という。）の徴収並びに八王子市児童福祉法施行細則（平成27年規則第40号。以下「細則」という。）及び八王子市助産及び母子保護の実施費用徴収規則（昭和34年規則第14号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定め、事務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（助産の実施の要件）

第2条 助産の実施の対象者は、八王子市を居住地（居住地がない又は明らかでないときは現在地。）とし、経済的理由により助産の実施を受けることができない妊産婦で、その妊産婦の属する世帯（以下「所属世帯」という。）が次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯。
- （2）当該年度分（4月から6月までの申請については、前年度分とする。以下同じ。）の所属世帯全員の市町村民税が非課税の世帯又は、市町村民税所得割額が19,000円以下の世帯（ただし、規則別表に定めるC階層又はD階層にあたる場合で健康保険法等の出産一時金（出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額）が488,000円以上の場合を除く。）
- （3）その他福祉事務所長（以下「所長」という。）が出産費に困窮すると認める世帯

（事前相談の実施）

第3条 所長は助産の実施を希望する妊産婦等からの事前相談に応じるとともに、聴取

等を通じて、実施要件や必要性について、十分把握するものとする。

(助産の申込み)

第4条 細則第10条第1項に定める助産の申込みは、助産実施申込書(第1号様式)により行わなければならない。

- 2 助産の申込者は、助産の実施を希望する妊産婦とする。
- 3 妊産婦本人が第1項に定める助産実施申込書の提出をできない状況にあるときには、配偶者等親族あるいは助産施設の長(以下「施設長」という。)が代行して提出することができる。
- 4 所長は第1項の申込みを受理するにあたっては、次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。ただし、公簿等により確認することができると所長が認めるときには、当該添付書類を省略することができる。

- (1) 母子健康手帳
- (2) 個人番号カード又は資格確認書
- (3) 所属世帯全員の当該年度分の市町村民税課税(非課税)証明書
- (4) 外国人は在留カード又は特別永住者証明書
- (5) 被保護者は生活保護受給証明書
- (6) 支援給付受給者は支援給付が支給決定されているものであることを証明する本人確認証

5 第1項の申込みは、出産予定日の概ね2か月前から行うことができる。

(扶助対象費用)

第5条 法第51条第3項に規定する市の支弁対象とする費用は、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号。以下「国庫負担金交付基準」という。)に定めるもののほか、次に掲げる費用を支弁する。

- (1) 新生児用品貸与料
法第22条に規定する助産施設に入所している国庫負担金の交付の対象となる者(以下「国基準措置者」という。)が分娩した新生児に対して、当該助産施設が必要な新生児用品を貸与したときに要する費用。新生児一人当たり1日につき500円を限度として支弁する。
- (2) 新生児介補料加算
国基準措置者が分娩した新生児を当該助産施設が介補したときに要する費用。新生児一人当たり1日につき3,190円を限度として支弁する。
- (3) 一部負担金差額
国基準措置者に係る国庫負担金交付基準第5の1の児童入所施設徴収金基準額表に定める額と規則別表に定める額との差額

(状況調査)

第6条 所長は、第4条の申込みを受理したときは、助産施設申込者台帳(第2号様式。以下「台帳」という。)を作成の上、速やかに当該申込みに係わる妊産婦及

び所属世帯の状況を調査し、記録する。

(助産の実施の決定)

第7条 所長は、前条の調査をもとに、当該申込みに係る審査を行い、助産の実施を決定したときは、申込者には助産実施決定通知書（第3号様式）により通知し、入所を依頼する施設長には助産実施決定書（第4号様式）により依頼する。

2 助産の実施の決定は、申込者の希望を考慮のうえ助産施設を指定して行うものとする。

(申込みの却下)

第8条 所長は、次のいずれかに該当すると認めるときは助産の実施の申込みを却下し、助産実施却下通知書（第5号様式）により当該申込者に通知する。

(1) 第2条の助産の実施の要件に該当しないとき。

(2) 助産施設以外での出産を希望したとき。

(3) 第4条の申込み内容に虚偽があるとき。

(助産の実施の解除)

第9条 所長は、助産の実施の決定後、助産の実施前に次のいずれかに該当すると認めるときは、助産の実施を解除し、助産の実施の決定を受けた者（以下「入所者」という。）には助産実施解除決定通知書（第6号様式）により、施設長には助産実施解除通知書（第7号様式）により通知する。

(1) 第2条の助産の実施の要件が消滅したとき。

(2) 入所者から助産の実施の辞退の申出等があったとき。

(3) 転居その他の事由により、解除する必要があったとき。

(受診券の交付)

第10条 所長は、入所者に対し受診券を交付する。

2 入所者は、助産施設に入所するときは、助産施設へ受診券を提出しなければならない。

(徴収金の額の通知)

第11条 徴収金の額は助産実施決定通知書にて入所者に通知する。

(徴収金の徴収)

第12条 市長は、徴収金を徴収するときは、入所者ごとに納付期限を明らかにした納付書を作成し送付する。

2 入所者は、第1項による納付書の送付を受けたときは、期限までに徴収金を納付しなければならない。

3 徴収金の徴収が必要な者のうち、入所者又はその扶養義務者の属する世帯主が国民健康保険加入者かつ出産貸付制度を利用しない者であって、出産育児一時金支給申請時に出産育児一時金から徴収金の支払いに充てることを承諾した者については、公金振替により徴収する。

(費用の請求等)

第13条 助産を実施した施設長は、当該助産に要した第5条に規定する費用の請求を

するときは、請求書（第8号様式）に児童福祉法入院助産費内訳書（第9号様式）及び診療報酬明細書等を添付して市長に請求しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年2月20日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

助産実施申込書

世帯（入所）番号

年 月 日

八王子市福祉事務所長 殿

(申込者)

住 所

氏 名

電 話

本人との関係

児童福祉法第22条の規定による助産の実施を希望しますので、下記により申込みします。
また、私(申込者)は、審査に必要な公簿等を貴職が調査することに同意します。

世帯	現在住んでいる所	八王子市							
	本籍地								
状況	入所希望者	氏名	続柄	個人番号	生年月日	年齢	職業	収入	入所希望の有無 (その他摘要)
			本人		・ ・				
	入所しない家族				・ ・				
					・ ・				
					・ ・				
法第22条により入院助産を受ける場合、 入所者の出産にその世帯において社会保険等の 分娩費、出産費、助産費等の給付がある場合、 その全額を記入				区分	保険種別	保 険 者	給付額		
				入所者本人					
				その他の世帯員					
入所を希望する理由					出 産 予 定 日	年 月 日			
					出産予定医療機関				

第3号様式（第7条関係）

助産実施決定通知書

世帯(入所)番号

第 号
年 月 日

殿

八王子市福祉事務所長

児童福祉法第22条の規定により、次のとおり助産の実施を決定したので通知します。

<入所開始の時期>		<申込年月日>		<費用負担額>
入 所 者	氏 名	続柄	生 年 月 日	摘 要
居 住 地				
本 籍 地				
入 所 施 設				
入所施設の所在地				
理 由				

第4号様式（第7条関係）

助産実施決定書

世帯(入所)番号

(施設長)	第 号 年 月 日
殿	
八王子市福祉事務所長	
下記の者について、児童福祉法第22条の規定により、助産の実施を決定しましたので、 貴施設に入所を依頼します。	

入所開始の時期		費用負担額	
入 所 者	氏 名	続柄	生 年 月 日
	摘	要	
	居 住 地		
	本 籍 地		
	氏 名	収 入	
配 偶 者 ・ 保 護 者	居 住 地		
	本 籍 地		

助産実施却下通知書

第 号
年 月 日

様

八王子市福祉事務所長

年 月 日付で申込みのあった助産の実施の申込みについて、下記のとおり却下したので通知します。

記

却下理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1（又は2）の場合において、決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合は処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。

第6号関係（第9条関係）

助産実施解除決定通知書

第 号
年 月 日

殿

八王子市福祉事務所長

年 月 日付第 号で助産の実施を決定したことについて、下記のとおり助産の実施を解除したので通知します。

記

入所者氏名	
入所施設名	
解除年月日	年 月 日
解除理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1（又は2）の場合において、決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合は処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。

第7号関係（第9条関係）

助産実施解除通知書

第 号
年 月 日

(施設長)

殿

八王子市福祉事務所長

年 月 日付第 号で助産の実施を決定した者について、下記のとおり助産の実施を解除したので通知します。

記

入所者氏名	
入所施設名	
解除年月日	年 月 日
解除理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八王子市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定（1の審査請求をした場合は、裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 1（又は2）の場合において、決定（2の場合で1の審査請求をした場合は、裁決）の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求（2の場合は処分の取消しの訴えの提起）をすることはできません。

第8号関係（第13条関係）

請 求 書

金額

--	--	--	--	--	--	--

 円

ただし、児童福祉法による入院助産費

年 月分（別紙内訳書のとおり）

上記の金額を請求します。

年 月 日

八王子市長 殿

所在地 _____

施設名 _____

施設長又は
管理者 _____ 印

第9号関係（第13条関係）

児童福祉法入院助産費内訳書

入退所 所 月 日	延 日 数	点		分		分娩 介 助 料	胎 盤 処 置 料	貸 与 日 数	用品 新生 児 貸 与 料	入 室 日 数	新 生 児 室 料	日 数	介 補 料	保 険 料	計	氏 名	出 生 日 時	請 国 保 ・ 基 金 求 等	自 己 負 担 金 考 等	備 考				
		入 院 料	処 置 料	食 入 事 療 院 養 費 時	小 計																			
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円							有・無	円		
						内外深																有・無		
						内外深																	有・無	
						内外深																	有・無	
						内外深																	有・無	
						内外深																	有・無	
						内外深																	有・無	
						内外深																	有・無	
計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円								円	

上記 名 の胎衣は _____ に委託処分したことを認めます。 _____ 病院